

総合評価方式（機構支援業務等）に係る価格評価点算出式の試行実施について

総合評価方式（機構支援業務等）に係る価格評価点算出式につきまして、平成 27 年 11 月より一部業務におきまして、以下に示す内容を試行実施することとしましたので、お知らせいたします。

1 試行実施対象業務

独立行政法人都市再生機構における総合評価方式実施ガイドライン（機構支援業務等）に規定する「コンサルタント業務」を対象とします。

2 試行実施の目的

従来 방식に比べ、価格点が高くなる価格評価点算出式に見直すことで、従来以上に価格による競争に寄与することを意図しています。

なお、更なる品質の確保と競争性の確保の観点から「独立行政法人都市再生機構における総合評価方式実施ガイドライン（機構支援業務等）」の改訂を実施しておりますので、こちらも併せてご参照ください。

3 試行実施の内容

以下の価格評価点の算出式を試行実施します。

$$\text{価格評価点} = \text{最高点 (30 点)} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 2$$

※上記算出式で価格評価点が 30 点を上回る場合、価格評価点は 30 点とする。

参考：現状の価格算出式

$$\text{価格評価点} = \text{最高点 (30 点)} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

《現状と試行実施に係る価格評価点の比較》

